

徳島県漁業調整規則の一部改正について

1 改正の背景

徳島県では、漁業法の規定に基づき徳島県漁業調整規則（以下「規則」という。）を定めています。

令和6年6月26日に「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する等の法律」（令和6年法律第66号。）が公布され、衛星船位測定送信機等の電子機器に関する規定が新たに整備されました。

また、令和4年6月17日に「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」が公布され、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、「拘禁刑（こうきんけい）」が創設されました。

これを受け、徳島県では、それぞれの法律の改正内容に沿った内容に文言を修正するとともに、近年の漁業を取りまく環境の変化に対応するため、水産動植物の採捕に関する規定を見直すこととし、漁業調整規則の改正を行います。

2 主な改正の内容

- （1）漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行います。
- （2）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規則第54条中の「懲役」を「拘禁刑」に改正します。
- （3）両罰規定の対象となる規定（規則第54条、第55条及び第57条）について、自然人を対象とすることを明確化するため、文言の適正化を行います。
- （4）「さんご漁業」を禁止します。
- （5）内水面における「食用がえるをとることを目的とする漁法」の規定を削除します。
- （6）「あらめ」及び「わかめ」の採捕禁止期間に係る規定を改正します。
- （7）「くろあわびを除くあわび」の殻長制限に係る規定を改正します。